

**8月から高額療養費と高額介護合算療養費の自己負担限度額が変わります**

問健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

**■高額療養費**

医療費の自己負担額が『自己負担限度額』を超えた場合、高額療養費が支給されます。

平成30年8月から、国民健康保険に加入している70歳以上の人と後期高齢者医療制度に加入している人のうち、『現役並み』に該当する人の所得区分が1区分から3区分となり、『現役並みⅢ』と『現役並みⅡ』に該当する人の自己負担限度額が引き上げられます。また、『一般』に該当する人の外来（個人）に係る自己負担限度額が『14,000円』から『18,000円』に引き上げられます。

## ◇自己負担限度額（月額）〔平成30年8月から〕

所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人）	外来+入院（世帯）
現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回 140,100円 ※1>	
現役並みⅡ	課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回 93,000円 ※1>	
現役並みⅠ	課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円 ※1>	
一般	課税所得 145万円未満 ※2	18,000円 〔年間上限 144,000円〕	57,600円 <多数回 44,400円 ※1>
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯 ※3		15,000円

**■高額介護合算療養費**

1年間の医療保険と介護保険における両方の自己負担額を合算した金額が、『自己負担限度額』を超えた場合、高額介護合算療養費が支給されます。

平成30年8月から、国民健康保険に加入している70歳以上の人と後期高齢者医療制度に加入している人のうち、『現役並み』に該当する人の所得区分が1区分から3区分となり、『現役並みⅢ』と『現役並みⅡ』に該当する人の自己負担限度額が引き上げられます。

## ◇自己負担上限額（年額）〔平成30年8月から〕

所得区分		自己負担限度額（年額）
現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	212万円
現役並みⅡ	課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円
現役並みⅠ	課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
一般	課税所得 145万円未満 ※2	56万円
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	31万円
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯 ※3	19万円



※1 過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から『多数回』該当となり、上限額が下がります。

※2 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合なども含みます。

※3 世帯主および世帯に属する国保被保険者の全員が住民税非課税で、その世帯の各種所得などが0円となる人。